

令和元年十二月十七日受領
答弁第一五七号

内閣衆質二〇〇第一五七号

令和元年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員串田誠一君提出夫婦間における子の連れ去りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員串田誠一君提出夫婦間における子の連れ去りに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「日本国内に居住する夫婦の間で一方が子を日本国内に連れ去ったとき、連れ去られた親が連れ去った親に対して子の返還を求めたときに拒絶することができる要件が書かれている国内法」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。